

第百七十号議案

都道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

都道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第一条・第二条）」を「（第一条―第二条の二）」に改め、「歩道等」の下に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」、「路面電車停留場等」及び「自動車駐車場」の下に「の構造」を加え、「第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第二十六条―第二十九条）」を

「第七章 旅客特定車両停留施設の構造（第二十六条―第三十六条）」

第八章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第三十七条―第四十条）」

に改める。

第二条第一項第二号中「自転車歩行者道」の下に「、自転車歩行者専用道路（道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路をいう。以下同じ。）」、歩行者専用道路（同項に規定する歩行者専用道路をいう。以下同じ。）」を、「自動車駐車場」の下に「若しくは旅客特定車両停留施設」を、「必要な幅員」の下に「又は都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十七号）第四十四条第一項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加える。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことが

できる。

「第二章 歩道等」を「第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第三条中「設ける都道」の下に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第四条中「又は」を「若しくは」に改め、「歩道等」という。）」の下に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）を、「当該歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第五条及び第六条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第九条第一項中「者」の下に「（以下「車椅子使用者」という。）」を加える。

「第三章 立体横断施設」を「第三章 立体横断施設の構造」に改める。

第十一条中「以下同じ。）」を「第二十九条において同じ。）」に改める。

「第四章 乗合自動車停留所」を「第四章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第五章 路面電車停留場等」を「第五章 路面電車停留場の構造」に改める。

「第六章 自動車駐車場」を「第六章 自動車駐車場の構造」に改める。

第二十九条第一項中「及び」を「、自転車歩行者専用道路等及び」に改め、同条第二項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第四十条とする。

第二十八条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の二項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第二十八条を第三十九条とする。

第二十七条第一項中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場の通路及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と規則で定める基準を満たす乗降口に設ける操作盤、前条第六項の規定により設ける設備（音によるものを除く。）、便所の出入口並びに第三十五条第一項及び第三項の基準を満たす乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第二十七条を第三十八条とする。
第二十六条に次の四項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、規則で定める基準を満たすものとする。

5 公共用通路に直接通じる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第二十六条第三項に規定する場合に該当し、同条第二項に規定するエレベーター又は同項ただし書に規定する規則で定める基準を満たす昇降機を設けないときは、同条第三項に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適当な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第七章中第二十六条を第三十七条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第二十六条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

2 前項の一以上の通路（以下「移動等円滑化が行われた通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める基準を満たす昇降機をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第二十八条の基準を満たすものに限る。）又は傾斜路（第二十九条の基準を満たすものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合その他規則で定める場合は、前項の規定によらないことができる。

4 旅客特定車両停留施設の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(出入口)

第二十七条 移動等円滑化が行われた通路及び公共用通路の出入口の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(エレベーター)

第二十八条 移動等円滑化が行われた通路に設けるエレベーターの構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(傾斜路)

第二十九条 移動等円滑化が行われた通路に設ける傾斜路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 移動等円滑化が行われた通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとするものとする。

(エスカレーター)

第三十条 移動等円滑化が行われた通路に設けるエスカレーターの構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

2 移動等円滑化が行われた通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第三十一条 移動等円滑化が行われた通路に設ける階段の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(乗降場)

第三十二条 旅客特定車両停留施設の乗降場の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(運行情報提供設備)

第三十三条 旅客特定車両停留施設には、旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第三十四条 旅客特定車両停留施設に設ける便所の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第三十五条 旅客特定車両停留施設に乗車券等販売所を設ける場合、そのうち一以上は、規則で定める基準を満たす構造とす

るものとする。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第三十六条 旅客特定車両停留施設の乗車券等販売所に券売機を設ける場合、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。次項において同じ。）のこの条例による改正後の都道における移動等円滑化の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項第二号に規定する自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路については、改正後の条例第四条から第六条まで、第三十八条第一項、第三十九条第一項及び第四十条第一項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十二号に規定する旅客特定車両停留施設については、改正後の条例第七章、第三十七条第三項から第六項まで、第三十八条第一項から第三項まで、第三十九条第二項及び第三項並びに第四十条第二項の規定は、適用しない。

(提案理由)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第十二号）の施行による移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。